

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村 二郎

奈良県人事委員会規則第十九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二自治研修所の項中「自治研修所」を「キャリア・ワーク・サクセスセンター」に、「研修課長」を「キャリア・ワークサポート課長」に改め、同表文化会館の項中「館長 副館長」を「館長」に改め、同表しごとiセンターの項中「しごとiセンター」を「奈良しごとiセンター」に、「所長」を「所長 企画課長」に改め、同項の次に次のように加える。

高田しごとi センター	所長
----------------	----

別表第二教育研究所の項中「参事」を「参事 センター所長」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。